明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（一七三）

本号で公布された法令のあらまし

◇**国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七三号）（厚生労働省）

1　特定生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品及び医薬部外品以外のものにあっては、アルコール分が六〇度以上のものに限る。）であって、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を指定することとした。（第一条関係）

2　特定生活関連物資等を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととした。（第二条関係）

3　2の規定（1の消毒等用アルコールに係る部分に限る。）は、2に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととした。（附則第二項関係）

4　この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとした。

政　令

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十三号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「衛生マスク」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　衛生マスク

二　消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

第二条の見出し中「衛生マスク」を「特定生活関連物資等」に改め、同条中「衛生マスクを」を「前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を」に、「衛生マスクの」を「特定生活関連物資等の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第二条の規定（改正後の第一条第二号に係る部分に限る。）は、改正後の第二条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志